

ジエノサイド条約第六条の刑事裁判管轄権(二)完

—同条約起草過程の議論を中心にして—

稻角光恵

目次

序 第一章 ジエノサイド条約の成立及びその内容

- 1 ジエノサイド条約の成立経緯
- 2 ジエノサイド条約上の実施措置

第二章 起草過程における刑事裁判管轄権に関する議論

- 1 国連事務総長による草案
- 2 ジエノサイド特別委員会での議論（以上、本誌一六八号）
- 3 第六委員会での議論
- 4 総会本会議での議論

第三章 起草過程における議論の国際法上の意義

- 1 屬地的管轄権について

2 普遍的管轄権について

3 國際刑事裁判所について

むすびにかえて——条約採択後の動きを見据えて——（以上、本号）

3 第六委員会での議論

ジエノサイド特別委員会の条約草案は、経済社会理事会により一九四八年の国連総会（第三回会期）に提出され、同一年一一月には第六委員会で議論されることとなつた。特別委員会の草案第七条後段の「権限ある国際裁判所」という記述は、第六委員会においても多くの議論を巻き起こし、一旦草案から削除されることになつた。しかし、個人に対する国際的な刑事裁判の実現を支持する諸国の主張及び数々の妥協を経て、最終的に第六委員会の草案の第六⁸⁷条は、国際裁判所の管轄権の行使に前提条件を設ける形で国際的な刑事裁判を明記することとなつた。これが、その後に修正されることなく総会で採択され、現行の第六条となつた。⁸⁸以下でその議論の過程を詳しくたどつてみることとしたい。

(1) 国際裁判所に関する規定の削除

国際裁判所の裁判管轄権の問題は、第六委員会においても主要な争点となつた。第六委員会における議論は、「權

限ある国際裁判所⁶⁹による裁判を規定した部分の削除を求める各国の修正案の検討から始まつた。第六委員会においては、ソ連、ベルギー、及びイランの三ヶ国からそれぞれ第七条後段を削除する修正案が出されていたのである。ここでは、これらの三ヶ国が、それぞれ異なる思惑から国際裁判所に関する規定の削除を提案していたことに注目しなければならない。まずソ連は、国内裁判所による裁判のみを認めるべきであるとする立場から、国際裁判所による裁判に反対していた。一方ベルギーは、個人に対する国際的な刑事裁判を定めるよりも、既存の国際司法裁判所において国家責任を追求することを定めた文言を第七条に挿入することを提案していた。このベルギー案は、第七条全体の削除を提案する英國の修正案⁷⁰に追従するものであった。英國は、第七条の前段に規定されている国内裁判所の管轄権については、ジェノサイド罪を処罰する規定の立法義務を課す第六条（後の第五条）の存在により不要であり、かつ、第七条後段が規定する国際刑事裁判所は現存しない以上無意味であるため、第七条全体を削除するべきであると主張していた。英國代表は、代わりに新しい第七条として、国際司法裁判所において国家が関与しているジェノサイド罪の事件を審理することを規定する条文を提案していたのである。他方、イランは、国際刑事裁判所の設立については国連の国際法委員会（ILC）に議論を任せることとし、当該条約上では、属地的管轄権と補足的な普遍的な管轄権の二つを規定することを主張していた。このように、第七条後段の削除を求めた三ヶ国は、個人に対する国際的な刑事裁判管轄権については、全く異なる立場に立っていたのである。

この立場の違いを念頭に置き、第七条後段の削除に関する各国の意見の対立を見てみよう。「権限ある国際裁判所⁷¹による裁判を規定した第七条後段の削除に賛成した各国は、国家主権の侵害、国内法との抵触、並びに国際的な裁判機関の構想の不明確性及び非現実性を理由として、国際裁判所による刑事裁判に反対する主張を行つた。以下で、その主張とそれに対しても第七条後段削除に反対する各国から行われた批判をそれぞれ紹介する。

まず国家主権の原則に反すること、及び国内法に反することを理由として削除に賛成する各国の意見と、一般的利益を重視する観点からそれらの主張に対し行われた批判を見る。上で見たように、国際裁判所の構想に反対した修正案をソ連が提出したわけであるが、これは第二章2で紹介した、特別委員会の草案の採択後に表明されたソ連の宣言から予想できたものであろう。ソ連は、ジエノサイド罪の処罰の問題を国際裁判所の設置により解決しようとすることは誤りであると批判した。ソ連は、国際的な刑事裁判管轄権は、領域内で犯された犯罪を裁く各の主権を侵害すると主張した。そして、国家主権がまさに国連の基礎であるとし、ジエノサイド罪の場合もこの原則の例外とはならないと説いたのである。⁶²⁾ また、ドミニカ共和国の代表は、ドミニカ共和国の憲法が、自國領域内で犯された犯罪について自國の国内裁判所の管轄権のみを許容していることを説明し、したがつて国際裁判所と管轄権を共有することは自國の憲法に反するため認められないと主張した。⁶³⁾

これに対して、国際裁判所の設置を支持する国々は、国際裁判所の必要性を強調した。幾つかの国は、国際裁判所はジエノサイド罪を阻止するために必須のものであると発言している。例えばウルグアイ代表は、仮にジエノサイド罪を国際犯罪と定義しつつも国際的なレベルでそれを処罰する制度を設けないならば、条約の締結は無意味であると述べ⁶⁴⁾、パキスタン代表も、国際裁判所に言及した部分の削除は「条約の実効性を破壊する」と主張した。パキスタン代表は、国際裁判所による処罰は「罪ある者を処罰し、それにより犯罪を防止する唯一の効果的手段である」と言明した。

そしてハイチは、憲法の規定及び国家主権の原則は国際的な裁判に反対する理由にはならないと主張している。「それどころか、国連は各国が国際社会の構成員としての責任及び義務を認めるよう設立されたものである。自國の憲法又は国家主権の原則をもつて、一般的利益において必要であると判明した措置の採用に反対するならば、加盟

国は義務を果たしていないことになる」とハイチ代表は、削除案を支持する国々を批判した。⁽⁶⁶⁾ チリ代表も、「国家主権の原則は幾世紀にもわたって絶対的なものと考えられてきたことは認められるが、世界の進歩及び理念の発展の結果として、世界的な調和を考慮に入れた国際的な連帯といった、他の原則を優先させなければならないのである。この原則が国連を生み、そしてその加盟国は、国連憲章に署名することにより、一般的利益が必要とする場合には自国の国家主権の一部を放棄する「法的な」義務、又は最低でも道義的な義務を負う」との意見を述べた。⁽⁶⁷⁾

国家主権の原則を根拠として国際裁判所による裁判は認められないとする国と国際裁判所の設立を提唱する国との意見の対立は、ジェノサイド特別委員会における議論から引き続き平行線をたどっていることになるが、これらの国との間の妥協を求める提案がなかつたわけではない。国際裁判所の構想に対しして国内裁判所を尊重する立場からの根強い反対が存在することを感じた米国代表は、国際裁判所の管轄権をある程度制限する条項を追加する提案を行つていたのである。それは、犯罪行為地国が裁判に付されるべき者を裁判に付すための適切な措置をとることを怠つたこと、又は有罪の宣告を受けた者に対して適当な処罰を課さなかつたことを条件として、国際裁判所の管轄権を認める案であった。⁽⁶⁸⁾ これは、適切な訴追及び裁判手続がとられ、均衡が取れた刑が科されている限りにおいて、属地的管轄権を尊重する案であった。この案では、属地的管轄権を原則として尊重しながら、例外的に国際裁判所による裁判を認めることにより、犯罪行為地の国内裁判所が正義にかなう形で裁判を実施しないのではないかとする危惧を払拭することが意図されていたのである。しかしこの案は、属地的管轄権行使する裁判所の行動の妥当性・適切性を国際裁判所が判断することから、国内裁判所に優越する地位を国際裁判所に与えると考えられた。したがつて、この米国修正案は、国内裁判所が扱う事件への国際裁判所による介入に対する各国の危惧を深め、かえつて多くの国の反発を招いたと考えられる。

次に、国際的な裁判機関の実体が不明確であること、そしてそのような機関を設立することが困難であり非現実的であることを理由として第七条後段の削除に賛成する各国の意見と、それに対する反論を紹介する。インドは、国内裁判所と現存しない国際裁判所の競合する管轄権を同時に規定する第七条の採択に反対した。同代表は、政府により犯されたジエノサイド行為の事件の場合には、アブリオリに国際裁判所の管轄権を否定するわけではないが、仮に二種類の裁判所が規定されるのであれば、いつの時点でどの国内裁判所が管轄権を有し、どのような事件の場合に国際裁判所において起訴されるべきであるのかが事前に明確にされなければならないと述べた。⁹⁹⁾

イラン代表は、「国際刑事裁判所というものは強制的管轄権を有することが必要であるが、諸国の国家・王権を守する態度を考えるならば、そのような裁判所の設置は大変困難であろう」とコメントし、「同じく国際的な裁判機関としてよく比較に出される国際司法裁判所を国家が認めるのは、管轄権が任意的であるからである」と説明する。そして、裁判所の性質、手続及び国内裁判所との関係などを定めることなく、国際裁判所の権限を規定することはできないとして第七条後段の削除を求めた。¹⁰⁰⁾ 同じように裁判機関の構造の不明確性を指摘する意見が、キューバやインドからも出されている。

チエコスロバキア代表も、「諸国が国際刑事裁判所の管轄権を受容するとも思われないし、自国民の引渡しを認める規定を設けるために現行の国内法を進んで修正するとも思われない」との悲観的な見解を示した。さらに同国代表は、仮に国際刑事裁判所の創設が可能となつたとしても、ジエノサイド罪を犯した支配者が彼等の権力がおよばない国際刑事裁判所に身をさらすとは考えられず、このような場合には、引渡しが拒否された場合に被疑者を逮捕するための国際警察が設置されることが必要となると述べた。また、ブラジルは国際刑事裁判所を現実的なものではなく単なる願望とみなし、したがつてそれに言及した規定の文言を削除するべきであるとした。ベネズエラも国

際刑事裁判所の設立は非現実的であると再度反対意見を唱えている。⁽¹⁰⁴⁾英國の代表も、國際刑事裁判所への言及は「そのような裁判所が存在しない以上、無益である」と反対した。⁽¹⁰⁵⁾英國及びベルギーは、個人により行われるジェノサイド罪は国内裁判所において裁き、政府によるジェノサイド罪については、國際司法裁判所において國家の責任の追及が行われるべきであるとする立場にあつたのである。⁽¹⁰⁶⁾

これに対して、ハイチは、仮に夢物語であったとしても、「ジェノサイド罪に対する責任がある支配者を処罰できることに全くの希望を持たないことよりは、それを実行に移そそと試みることのほうがましである」と異議を唱えた。⁽¹⁰⁷⁾しかし、個人に対する国際的な刑事裁判管轄権の設定を支持する国々は、強い反論を行うことはできなかつた。國際刑事裁判所の設立を支持する諸国の中でも、具体的な組織構造までつめた議論は行つていなかつたため、國際裁判所の組織構造などの詳細が不明であり、第七条案に規定された内容が抽象的であるとする主張は的を射たものであつたからである。

ここで明らかになつたことは、国際的な刑事裁判の実施に賛成する国々の中でもその国際的な裁判機関の形態については意見の対立があつたことである。例えばフランスは、以前に提案された事務総長草案のように、國際刑事裁判所に関する具体的な規程をも含める形で第7条が規定されることを望んでいたのである。⁽¹⁰⁸⁾フィリピン及びパキスタンも、國際刑事裁判所が設立されるべきであると主張していたのに對し、ウルグアイは現存する國際司法裁判所を活用する方法を模索していたのであつた。このように、国際的な裁判機関の形態について意見の相違はあつたが、国内裁判所による裁判が実効性又は公平性を持たない可能性が大きいことを、多くの国が認識し言及していたことは事実として留意しなければならない。

以上のように國際裁判所の管轄権を規定した第七条（後の第六条）について激しい議論が行われたが、第九八会

議で委員会は賛成二三、反対一九、棄権三の僅差で、国際裁判所による裁判に関する規定の文言を削除することを決定した。地域別に見てみると、削除に賛成した国は、西欧では四ヶ国（デンマーク、ルクセンブルグ、英國、ベルギー）、東欧では六ヶ国（ソ連、ウクライナ、白ロシア、チエコスロバキア、ポーランド、ユーゴスラビア（以下、東欧六ヶ国と略す））、南北アメリカからは一〇ヶ国（キューバ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、メキシコ、ニカラグア、パナマ、エクアドル、ベネズエラ、アルゼンチン、ブラジル）、アジア及び中東からは、インド、イラン、アフガニスタンの三ヶ国であった。棄権したのは、ギリシャ、ペルー、南アフリカの三ヶ国であった。この投票の結果、国際裁判所の管轄権を定めた規定案は削除されたのである。

国際裁判所の構想の熱烈な支持者であったフランスの代表は、この投票結果に対し大きな落胆と不快感を表明したのであった。そして、委員会がこの決定により条約草案自体を無意味なものにしてしまったと批判し、フランスが条約署名を拒否することを示唆する宣言を行つたのである。⁽¹²⁾これに統いてエジプトが、フランスと同意見であると発言した。⁽¹³⁾このフランスの強い批判に統いて、削除に賛成した国（うち、ルクセンブルグ、ベルギー、英國、ポーランド、パナマ、キューバは、国際刑事裁判所の構想に反対するわけではなく、権限が不明なものについて賛成票を投じることはできないという、純粹に技術的な点から削除に賛成したと投票理由を説明した。⁽¹⁴⁾

このように、削除に賛成した国全てが必ずしも国際刑事裁判所の創設に反対していたわけではない。そうではなく、国際刑事裁判所の組織・権限の詳細な内容が第七条の規定案において不明であることが、削除に賛成する国が多数になつた原因と考えられる。すなわち、ソ連のように国内裁判所だけが管轄権を有するべきであると考える少數派の国に加えて、国際的な刑事裁判管轄権に反対はしないが裁判主体の組織構造がはつきりしていないので反対を支持する国が、削除に賛成票を投じた結果、国際刑事裁判所の構想が草案から削除される結果となつたのである。

したがつて、ジェノサイド罪に対する国際的な刑事裁判の実施を否定する国際社会の意思が、(1)に表明されたわけではないと考える。

(2) 普遍的管轄権に関するイラン修正案及びその他の管轄権に関する提案について

以上のように第九八会議において、国際裁判所に関する規定を第七条から削除することが決定された後、第一〇〇会議で普遍的管轄権について議論されることとなつた。この審議は、上述した第七条に関するイラン修正案に基づいたものである。イラン代表の修正案は、普遍的管轄権を属地的管轄権に添えて規定することを提案するものであつた。イラン修正案は、第七条の「権限ある国際裁判所により」という部分を削除し、代わりに以下の文章を追加する」ことを提案した。

"They may also be tried by tribunals other than those of the States in the territories of which the act was committed, if they have been arrested by the authorities of such States, and provided no request has been made for their extradition."⁽¹⁵⁾

「被疑者は、その行為が行われた領域の属する国以外の国の当局により逮捕された場合、被疑者の引渡しの請求がなさ」とを条件として、その国の裁判所により審理されうる。」

イラン修正案は、引渡し請求がない場合にはジェノサイド罪の被疑者を逮捕した国に裁判する権限を認め、「これを「補足的な」(subsidiary)普遍的管轄権として説明した。イランが提唱する補足的な普遍的管轄権の原則に従えば、被疑者を逮捕した国には「犯罪者を引渡す義務があり、引渡しが請求されなかつたか又は不可能な場合でなければ〔被疑者を逮捕した国は〕審理することはできない」。イラン代表はこの補足的な普遍的管轄権の原則を、先の特別

委員会において否決された事務総長草案上の普遍的管轄権の原則とは異なるものとして説明している。特別委員会において議論の対象となっていた事務総長草案は、犯罪行為地国による引渡し請求の有無に影響されない、「海賊といった国際法上の犯罪に適用される」「第一次的な」(primary)普遍的管轄権を規定していたのに對し、イランが提案している補足的な普遍的管轄権は、グロチウスの言う「引渡しか処罰か」(*aut dedere, aut punire*)の原則につながるものであるとして區別したのである。

イラン代表は、この管轄権の根拠として、ジエノサイド罪が国際法上の犯罪であることが総会決議九六（I）及びジエノサイド条約草案第一条において認められていることを指摘した。また、ジエノサイド罪は単に犯罪行為地の法及び秩序だけでなく、国際社会を構成する全ての国家の法及び秩序に関するものであることから、管轄権の根拠が認められるとも述べたのである。そして同代表は、第一次的な普遍的管轄権があまり認められていないのに比べ、補足的な普遍的管轄権は幾つかの国の国内刑法に規定されるに至っていることから、この管轄権が世界的に認められていると主張した。⁽¹¹⁷⁾

さらに、普遍的管轄権に対する批判については、補足的な普遍的管轄権であれば、犯罪行為地国が自国の裁判所での審理を望む場合には被疑者の引渡し請求を行うことができ、引渡し請求を行わない場合には被疑者を審理する権利を放棄したと考えられるので、国家間に国際的な緊張が生じることも、国家主権の原則に反することもないと、イラン代表は反駁したのである。

しかしイラン修正案に反対してエジプト代表は、この原則は未だ世界的に認められていないと指摘し、そのうえ「政治的イデオロギーが異なる国家の裁判所において政治家が審理されることは危険である」と付け加えた。⁽¹¹⁸⁾エジプト代表は、ジエノサイド罪に関する国際裁判所の公平性には完全な信頼を置いていると述べていたが、被疑者を

逮捕した国の国内裁判所に対しても疑念を払拭できなかつたのである。ドミニカ共和国も同様に、国家による裁判管轄権の濫用と裁判の不公正性につながる虞れを指摘した。^[120]また、米国代表も反対の意見を表明し、普遍的管轄権の原則は「最も危険で受け入れられない原則の一つ」であるとして、普遍的管轄権の提案を退けることを求めた。^[121]結局、イラン代表の普遍的管轄権の提案は圧倒的な反対に遭い、否決された。^[122]

ここまで見てきたように、国際裁判所を規定した後段部分が削除された後に普遍的管轄権を追加する案も否定されたため、この時点で第六条案は、属地的管轄権のみを規定する条文となつたのである。そのため委員会内ではこの条文の意義が疑問視されるようになり、属地的管轄権以外の管轄権の行使との関係で、条文の解釈をめぐる議論が行われた。

条文の解釈が問題となつたきっかけは、インドにより提出された修正案^[123]であった。インドは、属地的管轄権だけを規定している第六条案の削除を提案したのである。インドは、この時点での条文案によれば、ジェノサイド罪が犯された領域の国の裁判所が唯一の権限ある裁判所となるが、刑事案件に対する属地的権限の原則がすでに世界的に認められていることに鑑みこの条文規定は不要であると考えたからであつた。これに対してソ連は、この第六条が削除されたならば、ジェノサイド罪の処罰を行うことができなくなつてしまふため、条約自体が無意味となると発言し、第六条を再検討することに反対した。これを受けてインド代表は、第六条全体を削除することを求めた提案を撤回したのである。^[124]但しその代わりとして同代表は、国外において犯されたジェノサイド罪について、自国民を裁く国籍国の権利を規定する文言を、第六条に追加することを求めた。インド代表は、第六条が、国外で行われた行為について、自国民を自國の裁判所の審理に付す国家の権利（積極的な属人的管轄権）に、影響を与えるべきではないと主張していたのである。この修正案に対しても、確かに第六条は属地的管轄権がジェノサイド罪に対

する排他的な管轄権か否かを明らかにしていないが、委員会内では排他的ではないと考えられているので条文を修正する必要はなく、その代わりに説明文としてインドの主張を報告書に組み入れることが、英國により提案された。⁽¹²⁷⁾そこでインド代表は、積極的な属人的管轄権が第六条を根拠として排除されるわけではないことを説明する文章が第六委員会の報告書に盛り込まれることを条件として、自国の修正案を撤回したのである。⁽¹²⁸⁾インドが出した条件は委員会により認められ、第一三一會議で、第六委員会は本會議への報告にインド代表により提出された第六条修正の要旨を差し込むことに同意したのである。

しかしその後、インドに倣つてスウェーデンが、自國の領域外で犯された犯罪について、被害者の国籍国が被疑者を逮捕した場合に、その国が管轄権を行使することも第六条は妨げない旨、報告書に記述されることを求めたことにより問題は大きくなつたのである。スウェーデンは、第六委員会が報告書に関するインドの案を認めるににより、第六条の属地的管轄権が排他的な管轄権であり、唯一の例外が、自国民がジェノサイド罪を犯した場合だけとなることを危惧したのである。「この場合には、スウェーデンの国内刑法が規定する基本的原則を放棄することが強制されてしまうため、本国がこの条約を認めるることは困難になる」との意見述べている。これは、スウェーデンの国内法が、自国民が犯罪被害者である場合にも管轄権（消極的な属人的管轄権）を認めていることを念頭に置く主張であった。スウェーデンの提案に対しても、これ以上条文の意味を広げる解釈は危険であるとの反対が説かれた。このような拡大解釈を許容することにより、委員会が「明白にしりぞけた普遍的管轄権をも可能としてしまう」ことが指摘された。⁽¹²⁹⁾反対する国々からは、「インドにより提案された管轄権が、世界的に認められ、多くの国 の法律に具体化されている原則に基盤を置くものであつたことから委員会はこれを認めた」のであるのに対しして、「スウェーデンが主張する管轄権は、一般的には認められておらず、幾つかの国の国内法制度に具体化しているだ

けであるので、スウェーデン案が投票に付されたならば、「反対する」とも述べられた。⁽¹³²⁾その後、この問題に関するインド、スウェーデン、ベルギー、英國の共同提案が出され、審議された結果、委員会は第一三四会議で、賛成二〇、反対八、棄権六で、本会議への報告書に次の説明文を加えることを決定した。

「第六条前段は、ジェノサイド罪が行われた領域の属する国の義務について規定している。したがって、特にこれは、国外で行われた行為について自国民を自国の裁判所での審理に付す、いかなる国の権利にも影響しない。」⁽¹³³⁾

この最終的な投票ではインドは棄権した。そもそも報告書に説明文を明記することを最初に要請したインドが棄権したのは、説明文章の中の「第六条前段は」という部分に反対したからである。インドの提案が提出された後に、後述するように、第六条は前段の属地的管轄権に加えて、後段において国際刑事裁判所の管轄権も規定することとなつた。そこで、国際刑事裁判所を支持する国々は、積極的な属人的管轄権などにより国際刑事裁判所の管轄権の行使が妨げられることを危惧し、インドやスウェーデンの提案を、第六条前段に規定されている属地的管轄権に関するものとして扱つたのである。ところが、国際刑事裁判所の設立に反対していたインドは、第六条後段の国際刑事裁判所によつても、自國が主張する積極的な属人的管轄権が妨げられないことを求めたため、上述の説明文を不服としたのであつた。⁽¹³⁴⁾

結果として、この説明文によれば、属地的管轄権の行使は義務的であり、属地的管轄権は、自国民たる被疑者を審理する国家の権利（積極的な属人的管轄権）の行使を排除しない。一方、スウェーデンの提案にも関わらず、この説明文では、自国民が犯罪被害者である場合に裁判をする国家の権利（消極的な属人的管轄権）には言及されなかつた。しかし、「特に」と前置きをして積極的な属人的管轄権に言及していることから、他の管轄権についても認められると解釈する余地はあるのである。

(3) 国際裁判所に関する規定の再挿入

上述したように普遍的管轄権をはじめとする他の管轄権については条文に規定されるには至らなかつたが、普遍的管轄権が規定されないことが明確になつた段階で、あらためて国際裁判所に言及する規定が復活されることとなるのである。これをもたらしたのが米国修正案であつた。米国代表は、国際裁判所の管轄権を復活させる修正案⁽¹⁵⁵⁾を提案した。この修正案は、国際刑事裁判所による管轄権の行使に新たな条件を付したものであつた。米国修正案は、国家による国際刑事裁判所の管轄権の受諾を条件として規定したのである。これは、国家主権を楯に国際刑事裁判所の案に反対していたソ連などに対し譲歩する姿勢を示した修正案であつたと考えられる。この修正案の提出後、フランス、ベルギー、及び米国は相互に協議し、若干の文言の修正の上、共同修正案を提出した。

第六委員会は第一二九及び第一三〇会議でこの問題を議論した。そして草案第六条を再検討し、賛成二九、反対十九、棄権五で、米国修正案の後に提出されたフランス、ベルギー、米国の共同修正案の文言を探査した。反対したのは、東欧六ヶ国、及びドミニカ共和国、インド、アルゼンチンの、計九ヶ国であつた。棄権したのは、英國、ペルー、ベネズエラ、イエメン、南アフリカ連邦の計五ヶ国であつた。その結果、「又は国際刑事裁判所の管轄権を受諾している締約国に関しては管轄権を有する国際刑事裁判所により「審理される」という文言が、第六条の末尾に付け加えられたのである。⁽¹⁵⁶⁾ここに、国際的な刑事裁判管轄権に関する規定が、再び条約に含まれることとなつたのであつた。これは、先の第九八会議の投票において国際裁判所に関する規定の削除を支持していた国々のうち、ソ連をはじめとする東欧六ヶ国は團結して以前と変わらず断固として国際的な刑事裁判を否定する態度をとつたが、その他の国の多数が、今回は規定の挿入について賛成又は棄権に回つた結果である。すなわち、以前は削除に賛成していた若干の西欧諸国、並びに南北アメリカ、アジア及び中東の各国が態度を改めたため、国際裁判所について規

定することができたのである。そして最終的な第六委員会草案の第六条は、賛成二七、反対五、棄権八で採択された。⁽¹³⁷⁾

特別委員会の草案とは、国際裁判所 (international tribunal) から国際刑事裁判所 (international penal tribunal) と文言が変わった点、及びその管轄権の各国による受諾が条件として明記された点で異なっている」とが、条文から見てとれる。国際裁判所に関する規定を削除した第九八会議における決定を覆すことが可能となつたのには、四つの要因があつたと思われる。

第一に、上述の修正案が国家による管轄権の受諾を条件とすることにより、国家主権を尊重する姿勢を示したことである。そして、国際刑事裁判所の組織構造などが確立するまで管轄権の受諾を行わないという選択肢を各国に与えたことから、現存しない国際刑事裁判所に対する不安と懐疑の念を和らげたことが、第九八会議においては削除に賛成していた諸国に態度を変更させる要因となつたのである。⁽¹³⁸⁾

第二に、第六委員会では、国際刑事裁判所の具体的な裁判組織などの問題の検討を国連の国際法委員会に委ねるべきであるとする考えにまとまっていたことである。この考えは、第九九会議において採択されたオランダとイランの提案に見ることができる。その提案は、国際法委員会に対して、ジェノサイド罪又はその他の犯罪で訴追された者を裁くために、管轄権が国際条約によって付与されるような国際的な裁判機関を設置することとの適否及びその可能性について研究するよう求めるものであった。第六委員会は、これを決議案として本会議に提出することを決定することにより、国際刑事裁判所の組織構造、規程及び規則などの詳細な内容については第六委員会では議論しないこととした。このように国際法委員会に議論を譲った結果、国際的な裁判機関の構想の不明確性を理由として国際刑事裁判所に関する規定に反対していた国が意見を改めることになった。⁽¹³⁹⁾さらに、議論を第六委員会の場から

移すことにより、国際的な刑事裁判管轄権を規定することを支持している国々の間で生じていた見解の対立を第六委員会では回避したことが採択可能となつた理由として考えられる。

第三に、ジエノサイド罪に対する個人の処罰の問題と、条約上の他の実施措置の問題とが切り離されたことである。これまでには、個人の国際的な刑事裁判と、安保理による政治的解決、又は国際司法裁判所による国家責任の追及などの実施措置を比較検討し、いずれがより効果的にジエノサイド罪を防止しうるか、かつより実効的な対処を行いうるかといった観点から議論され、国際刑事裁判所の構想に反対説が唱えられていたのであつた。例として、安保理による政治的解決を重視していた国としてソ連が、そして国家責任の追求を重視していた国として英国が挙げられる。しかし、第六委員会における審議の終盤では、これらの実施措置を比較検討するのではなく、それぞれ別の条文に規定することにより、議論が整理されるようになつたのである。例えば、各締約国が国連機関に対しても、ジエノサイド罪を行つた国家を非難し、犯罪の防止又は抑制のために必要な措置を執ることを要請しうることが第八条に明記されたことにより、司法的な措置より安保理による政治的な解決を重視した国の意見が取り入れられた。また、裁判を通じて国家責任を追求することについては、第九条により国際司法裁判所に付託することが可能となつたのである。^[14] このように、他の実施措置の議論と切り離されることにより、数ある実施手段の中の一つとして個人に対する国際的な刑事裁判が考えられるようになった。そして、他の実施措置が別の条文において規定される過程で国際刑事裁判所に反対していた各国の意見を取り入れたことにより、国際刑事裁判所に関する規定についての議歩的な態度を各国から引き出すことが容易になつたことの影響があると思われる。

第四に、ジエノサイド罪の定義から、保護対象としての「政治的集団」が直前の第一二二八会議において削除されたことが、再び国際刑事裁判所の規定を包含することが可能となつた要因であると言える。ジエノサイド罪の定義

に「政治的集団」を含めるか否かの問題は、第一章¹³³で述べたように、当条約の起草過程における主要な争点の一つであった。¹³⁴保護対象に政治的集団を包含することは、国内事項への外部からの干渉にさらされることになるとの虞れが、ソ連をはじめとする社会主義諸国及び発展途上国により表明されていたのである。これらの国は、政治的な安定を得るために政府が実施する国内政策が、「政治的集団」を迫害することを理由にジェノサイド罪の名の下で国際社会の非難の的となりうることを危惧していたと思われる。諸国のこの危惧は、国際司法裁判所及び国際刑事裁判所における裁判の可能性により助長されたのである。これらの裁判所において、根拠のない告発にさらされることを恐れて、多くの国は条約を批准しないだろうとも言っていたのである。米国は、「政治的集団」をジェノサイド罪の定義に含めるべきであると強く主張していた。しかし、「政治的集団」を定義に明記することが国際裁判所に関する規定の排除につながること、及び条約が多くの国により批准されなくなってしまうことを恐れて米国は妥協したのである。米国は「自国の見解の正当性を疑わない」が、政治的集団に当該条約を適用することにより諸国が条約を批准しないという可能性を避けるため、政治的集団に関する規定の削除に賛成することにしたと述べた。「特定の代表はこの点は条約草案の第六条と密接な関わりがあると考え、そのために国際刑事裁判所の原則に反対したようである」と米国は言及している。¹³⁵すなわち、米国は政治的集団の削除により国際刑事裁判所に反対していた国々が考えを改めることを期待していたことが発言からうかがえる。以上のように定義において妥協してまで、個人に対する国際的な刑事裁判の規定を具体化しようとする米国の動きからも、いかに国際的な刑事裁判管轄権を条約上で規定することが重要視されていたかが解る。

^註

- (87) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/760. 第六委員会の議論の過程で最終的な条文草案では管轄裁判所に関する規定は、第七条から第六条に繰り上げられた。For the summary of the discussion in the 6th Committee, see, *Yearbook of the United Nations 1948-49*, pp.953-957.
- (88) 条文は、本稿〔「ハシマサイム条約第六条の刑事裁判管轄権〕——同条約起草過程の議論を中心にして——」〔法政論集（名古屋大学）〕第一六八号（一九九七年）の八五～八六頁に記述したところである。
- (89) ノ連案は、A/C.6/215/Rev.1° ゲネキー案は、A/C.6/217° ベラン修正案は、A/C.6/218°
- (90) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/236/Corr.1.
- (91) *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 97th mtg. (hereafter, cited as 97th mtg.), p.370.
- (92) *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 98th mtg. (hereafter, cited as 98th mtg.), p.379.
- (93) 97th mtg., pp.367-368.
- (94) *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 94th mtg., p.365.
- (95) 97th mtg., p.367.
- (96) 98th mtg., p.378.
- (97) 97th mtg., p.372. () 内は著者補足。「道義的な義務」と対比されてくるため、法的な義務を意味すると解せられる。
- (98) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/235. 米国は修正案は、先に国際裁判所に関する第七条後段の削除が決定されたため、審議及び投票には付されなかつた。
- (99) 97th mtg., p.372.
- (100) *Ibid.*, p.368.

ジェノサイド条約第六条の刑事裁判管轄権(2)完（稻角）

(101) *Ibid.*, p.368, pp.372-373.

98th mtg., pp.375-376.

97th mtg., p.371.

98th mtg., pp.377-378.

97th mtg., pp.370-371. Also, note (90).

See, 97th mtg., p.363.

98th mtg., p.378.

UN GAOR, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/255.

Philippine, 97th mtg., p.365. Pakistan, *Ibid.*, p.367.

UN GAOR, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/209.

(111) (110) (109) (108) (107) (106) (105) (104) (103) (102) (101)
98th mtg., p.381. See also, Lawrence J. LeBlanc, *The United States and the Genocide Convention* (Duke University Press, 1991), pp.155, 158, 159, for the chart. 第七条（後の第六条）に関する投票結果を地域別に統計化した表がある。但し、これらの表では、西欧と東欧とが一緒に「ヨーロッパ」について扱われてゐるため、各国の投票の動向の変化がわかりにくくなるのが難点である。

98th mtg., p.382.

Ibid.
Ibid., pp.382-383.

UN GAOR, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/218.

(116) (115) (114) (113) (112) (111)
For the statement by the delegation of Iran, see, UN GAOR, 3rd Session, C.6, 100th mtg., pp.394-396. イラン代表の発言の中では、「subsidiary universal punishment」の用語が使用されてゐるが、本稿では「補足的な普遍的管轄権」の訳を使用する。

(117) 事務総長草案が提案した普遍的管轄権については、本稿(一)、九一～九二頁、特別委員会における議論については、九九～一〇〇頁、参照。

(118) イラン代表は、国内刑法での管轄権を規定してくる国として自國に加えて、ブラジル、トルコ、及び幾つかのラテン・アメリカ諸国を挙げてゐる。

(119) 100th mtg., p.398.

(120) *Ibid.*, p.401.

(121) *Ibid.*, p.399.

(122) 賛成六、反対一九、棄権一〇。 *Ibid.*, p.406.

(123) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/299.

(124) *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 129th mtg., pp.671-672.

(125) *Ibid.*, p.665.

(126) *UN GAOR*, 3rd Session, C.C.6, 130th mtg. (hereafter cited as 130th mtg.), p.673.

(127) *Ibid.*, p.676.

(128) *Ibid.*, p.684.

(129) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/313.

(130) *UN GAOR*, 3rd Session, C.C.6, 131st mtg., p.685.

(131) *Ibid.*, p.686. Also, *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 132nd mtg., p.698.

(132) *Ibid.*, p.694.

"The first part of Article VI contemplates the obligation of the State in whose territory acts of genocide have been committed. Thus, in

particular, it does not affect the right of any State to bring to trial before its own tribunals any of its nationals for acts committed outside the

State." *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/760 and Corr.2, para.24, footnote 1, p.8.

(135) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/C.6/295, "...or by a competent international penal tribunal subject to the acceptance at a later date by the Contracting Party concerned of its jurisdiction".

(136) 130th mtg., p.684.

Ibid.

(137) See, statement by the delegation of the United Kingdom, and of Belgium, *Ibid.*, p.676, p.679. See also, the statement made by the delegation of Brazil, *UN GAOR*, 3rd Session, 179th plenary mtg., p.836. ブラジルは、国際刑事裁判所の構想が、抽象的かに理想主義的な観念である」とから反対していたが、非強制的な管轄権の原則が導入されたたゞ、かつ詳細な検討を国際法委員会に委ねる決議が行われるようになつたため、国際刑事裁判所に関する規定の削除に反対す「いふこと」と本会議において説明している。

イタハの提案は、*3 UN GAOR* UN Doc. A/C.6/218。オトハダの提案は、A/C.6/248。

See for example, statement by the delegation of Brazil, and of Belgium, 130th mtg., pp.677-678, pp.679-680.

本稿(一) 第一章の参照。

起草過程における政治的集団に関する議論についても、see, Leo Kuiper, *supra* note (21), pp.24-39.

UN GAOR, 3rd Session, C.6, 69th mtg., p.58.

UN GAOR, 3rd Session, C.6, 128th mtg., p.662.

See, *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 129th mtg., p.667.

4 総会本会議での議論

第六委員会の草案第六条については、総会本会議の場においても議論が分かれた。イラン代表は、ジェノサイド罪に対する補足的な普遍的管轄権の原則が包含されなかつたことを遺憾に思ひ、草案が完璧とはほど遠いと述べつゝも、条約採択の手続きを遅滞させたくないのと、再度提案は行わないと発言した。⁽¹⁴⁵⁾ このため、普遍的管轄権については本会議では議論されなかつた。

一方、第六条の後段部分——国際刑事裁判所により裁判されうること——について、ソ連は一貫して反対の意を示し、再びその規定を削除する修正案を提出した。ジェノサイド罪を処罰するために政府が取りうる行動を制限してしまうことを理由として、そのような国際裁判所の設置は国家の国内事項への干渉に等しく、主権を侵害すると再度主張したのである。⁽¹⁴⁶⁾ インド代表も、国際的な刑事裁判については国際法委員会に審議することを要請することで決着したはずであり、国際法委員会の報告を待つて、将来、条文を修正すれば良いとの意見を述べた。

これらの解釈に対しては、ジェノサイド罪が国家の関与の下で行われうることが指摘された。仮にそのような犯罪の処罰が問題の国家にゆだねられるならば、ジェノサイドに関する条約は、詐欺的な性質になるとまで批判された。⁽¹⁴⁷⁾ オランダ代表は、ジェノサイド罪を犯した個人を裁判に付す権限をもつた国際裁判所はいまだ存在しないことを認めつつも、これが将来ジェノサイドの事件をこのような裁判所に委ねる可能性を条約から排除する十分な理由となるとは考えないと述べた。⁽¹⁴⁸⁾ フランス代表は、国際刑事裁判所については、「最初は、この裁判所の権限は任意的でしかないが、それに条約が言明したことにより、それは実定法の範囲に入った」ことを指摘し、その点で第六条

が極めて重要な意義を有すると評価している。⁽¹³⁰⁾

このようにして国際刑事裁判所に関する規定の包含に賛成する見解と反対する見解がそれぞれ前と同じように示された後、ソ連の第六条修正案は、賛成八、反対三九、棄権八により否決された。国際刑事裁判所に関する規定の削除に賛成したのは、東欧六ヶ国、及びドミニカ共和国、インドの、計八ヶ国であった。棄権したのは、メキシコ、ペルー、ベネズエラ、アルゼンチン、イラク、トルコ、南アフリカ連邦、アフガニスタンの、計八ヶ国である。⁽¹³¹⁾この投票結果からもわかるように、国際刑事裁判所に関する規定の包含に反対していたのは、主にソ連の影響を受けた社会主义諸国であった。そして発展途上国の幾つかが棄権にまわったのである。

最終的には、第六委員会の条約草案は修正を受けることなく一九四八年一二月九日の総会決議二六〇A(Ⅲ)により「ジェノサイド罪の防止及び処罰に関する条約」として全会一致で採択された。⁽¹³²⁾これは、反対していた国が前述の投票から国際刑事裁判所の規定が圧倒的な支持を受けていることを目の当たりにし、条約を全会一致で採択すべきであるとする国際的な世論に従つた結果と考えられる。⁽¹³³⁾現にインド代表は、条約全体には賛成票を投じるが、印度政府は条約の署名又は批准にあたり第六条及び第九条に留保を付さなければならなくなるかも知れないことを明らかにしている。⁽¹³⁴⁾

反対にエジプト代表は国際刑事裁判所の詳細が規定されていないことを不満としつつ、国際法委員会に議論が要請されることで納得し、犯罪者が国内裁判所から逃れられても公正かつ独立の国際裁判所からは逃れられないことへの期待を含んだ発言をした。⁽¹³⁵⁾オランダも同様である。

そしてこれに続く決議二六〇B(Ⅲ)は、国際法委員会に対してジェノサイド罪や他の犯罪の責任に問われる者を裁く国際的な裁判機関の設立の可能性などについて検討することを求めた。決議文は以下のとおりである。⁽¹³⁶⁾

「 総会は、
 ジエノサイド罪の防止及び処罰に関する条約の議論が、ジエノサイド罪について訴えを提起された者を権限ある
 國際裁判所において審理することの適否 (desirability) 及びその可能性に関する問題を提起させた」と考慮して、
 國際社会の發展過程において、特定の國際法上の犯罪を審理するための國際的司法機關がますます必要となつて
 くる」と考慮して、

國際法委員会が、ジエノサイド罪又は國際條約によつて管轄權が付与されるその他の犯罪について訴えを提起され
 られた者を審理するための國際的司法機關を設置することの適否及びその可能性に関する研究するよう求める。
 國際法委員会に対しての任務を実行するにあたり、國際司法裁判所の刑事裁判部を設置する可能性について留
 意するよう要請する。」

この決議を契機として、その後国連において國際刑事裁判所に関する議論が議題の一つとして扱われるようになつ
 たのである。

註

(146) *UN GAOR*, 3rd Session, 178th plenary meeting (hereafter, cited as 178th plenary mtg.), p.824.

(147) *UN GAOR*, 3rd Session, UN Doc. A/766. See also, 178th plenary mtg., pp.814-815. へ轉ば、同じ理由で総会決議 160B(III) に反対した。

(148) *Ibid.*, p.821.

UN GAOR, 3rd Session, 179th plenary mtg. (hereafter, cited as 179th plenary mtg.), p.832.

178th plenary mtg., p.825.

179th plenary mtg., p.847.

(153) (152) (151) (150) (149)
「*Jenno Sidy*条約を全会一致で採択するのを求める意見が多数あった。For example, statement made by the delegation of Panama,
Ibid., p.847.

(154) (155) (156) (157)
178th plenary mtg., p.828.
Ibid., p.829.

(154)
179th plenary mtg., p.832.
Ibid., p.847. 決議Bは賛成四二一、反対六、棄権二で採択された。本稿、第一章3(3)参照。

第三章 起草過程における議論の国際法上の意義

以上、「*Jenno Sidy*条約第六条の起草過程における議論を追つたが、以下で議論の整理をし、条約制定当時の第六条の意義を明らかにすることを試みる。起草過程で見たように、管轄裁判所については主に三つの管轄権——犯罪行為地国の国内裁判所が行使する属地的管轄権、領域内に被疑者が存在するることを根拠として国内裁判所が行使する普遍的管轄権、及び国際裁判所が行使する管轄権——について議論された。各管轄権別に考察してみよう。

1 属地的管轄権について

国家が自國領域内で犯された犯罪を処罰する権限を有することは、広く一般的に認められており、これは基本的な管轄権として国際法上確立した原則である。属地的管轄権は、古くから認められた管轄権であった。しかし、このような伝統的な管轄権では、効果的に処罰できない犯罪が注目を浴びるようになつたのである。その一つが、犯罪への国家の関与があつた、ナチスのホロコーストに代表される犯罪であつた。⁽¹⁵⁸⁾ ジエノサイド罪の禁止規定の制定は、自國市民に対する国家の権能をある程度制限しようとする考えが背景にあつたことからも、ジエノサイド罪が国家による関与のもとで犯されることが多いことが危惧されていたことがわかる。犯罪行為地国の裁判所に実効的な処罰の実施を期待することができないことは、ジエノサイド条約の起草過程でも、多くの国により指摘されていいたのである。もちろん、国家の関与がないジエノサイド罪も考えられていたが、ホロコーストに代表されるような国家政策がからむ残虐行為の場合こそ、国際社会が最も危惧するものであつた。このような場合、犯罪行為に加担している国家の下で、公平な裁判が行いうるとは期待し難いのである。このように、犯罪行為地が明らかであつても、犯罪行為地国の裁判に委ねることが望ましくない犯罪であることから、従来の属地的管轄権を基本とする原則の限界が顕在化してきたのである。ジエノサイド条約は、この点で、従来の管轄権原則を見直す分岐点ともなりうるはずであった。

しかし、伝統的な管轄権の原則を固守する国々の主張により、第六条前段は、属地的管轄権を規定することとなつたのであつた。属地的管轄権を主張した諸国は、それが国家主権に最もかなう形の管轄権原則であるとして主張し

たのである。そして属地的管轄権が、国家主権の尊重に最も適合する形態であり、広く世界的に認められた管轄権の原則であることが発言の中で繰り返された。これは、ジェノサイド罪を国際法上の犯罪と認めつつも、個人の刑事処罰については自国がイニシアチブを握り、可能な限り自国領土内で生じる事柄への外部からの干渉を排除しようとする諸国の姿勢を示していると解することもできるのである。

上述したようにジェノサイド罪に対する属地的管轄権の限界があるにも関わらず、属地的管轄権の条文化が圧倒的多数の票決で決定されたのは、属地的管轄権が伝統的な管轄権であつたことにも起因するが、それとは別に、國家主権を盾にして属地的管轄権を主張した各國の強硬な態度が原因となっている。なぜなら属地的管轄権は、国際裁判と国内裁判との問題を切り離して表决をとるという方法をとることにより、少しでも国際的な刑事裁判管轄権に関する議論を進めようとの期待から、妥協として条文に盛り込まれるに至つたからである。⁽¹³⁾

結果として第六条は、属地的管轄権を明記したため、属地的管轄権が基本的な管轄権の原則であつたこれまでの慣行を踏襲したことになる。但し前に見たように、ジェノサイド条約上の属地的管轄権の行使は、国家の権利に留まらず、義務であると解釈されている点で、条約において新しい義務が設定されたと言える。

ところで、第六条の属地的管轄権と他の管轄権との関係については、解釈上の争いがある。明文上認められてゐる属地的管轄権を、国内裁判所により行使されうる唯一の管轄権と解釈し、その他の管轄権は排除されると捉える考え方がある。他方で、属地的管轄権以外の管轄権、特に積極的な属人の管轄権の行使も認められると解する考え方もある。後者の考えは、総会の第六委員会において採択された第六条の説明文を根拠の一つとしている。本会議に対する第六委員会の報告書に付けられたこの説明文は、属地的管轄権を規定する第六条前段が積極的な属人の管轄権に影響しないという解釈を付与したものであった。しかし、この説明文は、第六委員会において多数の賛成を得た

が、この解釈が条文に明文化されているわけではなく、その意味で、反対国が無視することができるものである。そこで、より広い視点から根拠を示す考えがある。この考えは、国際法を禁止規範と捉え、この条文が国家が国内法にしたがつて他の管轄権行使することを禁止していないことから、かつ、一般国際法が積極的な属人的管轄権、消極的な属人的管轄権、及び普遍的管轄権を禁止していないことから、それらの管轄権行使しようと解釈するものである。^[18]

第一の考え方指摘するように、確かに第六条は、属地的管轄権と国際刑事裁判所の管轄権の、二つしか規定していない。しかし、条文の文言は、属地的管轄権がその他の管轄権を排除するような、排他的な管轄権であるか否かについては明らかにしていないのである。そこで、条文を解釈するにあたり起草過程の議論を考慮に入れるならば、属地的管轄権を排他的な管轄権と考えるべきではないと思われる。というのも、ジェノサイド罪に対する属地的管轄権については、裁判の実効性及び公平性を疑問視する声が多数の国から発せられていたのであり、属地的管轄権を唯一の管轄権とすることについてはその弊害が繰り返し言明されていたからである。ジェノサイド罪が政府により又は政府の協力の下で犯されることが多いことから、犯罪行為地の国内裁判所において実効的な処罰が行われることは不可能であると多くの国が批判していたのであり、その弊害を克服するために、属地的管轄権に加えて、普遍的管轄権及び国際刑事裁判所を規定する必要性が議論されていたのであった。このことと、属地的管轄権が妥協として条文に包含されるに至ったことを考慮するならば、属地的管轄権をジェノサイド罪に対する排他的な管轄権と解するのは、条約の立法に関わった大多数の国の意図に反すると思われる。したがつて、国際法により許容される範囲で、その他の管轄権も認められる余地があると考える。第六委員会の多数意見もこの考え方とり、特に積極的な属人的管轄権が第六条前段により妨げられるわけではないことを、本会議への報告書において説明していたの

であり、⁽¹⁾の説明文が法的な拘束力を欠くとしても、多数の国家の見解を表しているものとしての意義が認められると考えられるのである。そこで、ジェノサイド罪に対する特定の管轄権の行使が国際法上認められるか否かは、当該管轄権の行使が国際法により許容される範囲内であるか否かを検討しなければならないと考える。⁽¹⁶⁾

註

本稿⁽¹⁾、七八～七七頁。

本稿⁽¹⁾、九八～九九頁。

村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠著『現代国際法の指標』（有斐閣、一九九四年）一四六頁（奥脇直也稿）。

Robert H. Jones, "Jurisdiction and Extradition under the Convention" *Harvard International Law Journal* vol.16 (1975), p.699.

本稿、第二章⁽³⁾。

Pieter Drost, *supra note* (2), pp.102, 130-132.

(16) 常設国際司法裁判所のロナーブ事件の判決では、国家による管轄権の行使は、国際法による管轄権に対する制限を越えてはならず、その制限内では管轄権行使する権限が国家の主権の範囲内にある旨述べられた。Permanent Court of International Justice, Series A Judgment vol.2, (P.C.I.J. Publications, 1970), case no.10, The Case of the S.S."Lotus" (September 7, 1927), p.19.

2 普遍的管轄権について

論

領域内に被疑者が存在することを根拠とする普遍的管轄権を規定することは、ジェノサイド条約の起草過程では二度提案された。まず最初にジェノサイド条約を起草する出発点であつた事務総長草案により、そして後に第六委員会におけるイラン修正案により提案されたのである。ジェノサイド罪に対して普遍的管轄権が認められるべきであるとする根拠として、第一にジェノサイド罪の政治的な犯罪性質に鑑み犯罪行為地国での被疑者の訴追及び処罰が期待できないことから、犯罪者の不処罰を避けるため、第二にジェノサイド罪が国際法上の犯罪であること、第三にジェノサイド罪が犯罪行為地国だけでなく全ての国の法及び秩序に関係することが挙げられていた。

事務総長草案は、ジェノサイド罪の被疑者が領域内にいる国による処罰を第七条に定めており、普遍的管轄権を基本原則として規定している。続く第八条で犯罪人引渡しを認めていることから、普遍的管轄権が排他的な管轄権としては意図されていないことが解る。事務総長草案は、普遍的管轄権を設定する理由として、総会決議九六（I）を挙げ、「ジェノサイドの処罰は国際関心事項である」と総会が確認していること、ジェノサイドが国際法上の犯罪であることを挙げている。

第六委員会において審議されたイラン修正案は、同じく被疑者を抑留している国に管轄権を認める提案ではあつたが、そこで意図された管轄権の性質は、事務総長草案とはかなり異なるものであつた。まず、第一の事務総長草案とイラン修正案との違いは、事務総長草案が普遍的管轄権と国際裁判所との併存を想定していたのに対し、イラン修正案は普遍的管轄権を国際刑事裁判所の案の代替として提案していた点にある。つまり事務総長草案は、普遍的管轄権を設定しつつ、権力者が絡んでいる重大な事件の場合には国際裁判所に管轄権行使させることによつて

実効的な処罰を広く世界的に確保しようとしたが、イラン修正案は国内裁判所の管轄権のみを規定する条文案であった。第二に、イラン修正案は、普遍的管轄権を義務としてではなく、国家の権利として規定していた点で、領域内にいる被疑者の処罰を締約国が誓約している事務総長草案とは異なるのである。そして第三に、イランは普遍的管轄権をあくまでも属地的管轄権の補足であると明言していたことに違いが見られる。

事務総長草案とイラン修正案は、普遍的管轄権の中にも、性質の異なる二種類の管轄権があることを明らかにしている。一つが、事務総長草案が提案するように、基本的な管轄権として認められる普遍的管轄権である。二つめは、イラン修正案のような、補足的な管轄権としての普遍的管轄権である。⁽¹⁶⁵⁾ この普遍的管轄権は、他の管轄権の補足として認められる管轄権であるため、引渡し請求が可能となるものである。その点で、事務総長草案が提倡する第一次的な管轄権とは異なり、イラン修正案が規定する補足的な普遍的管轄権は、被疑者の引渡しが原則となる第二次的な管轄権と考えられる。

しかし両案とも議論の末、否決された。普遍的管轄権の原則を排除する根拠としては、それが国家主権に反すること、国家平等の原則に反すること、普遍的管轄権の原則が広く一般的に認められるに至っていないこと、政治的イデオロギーが異なる国の裁判所により他国の権力者が裁かれることは危険であり、その裁判の公平性に疑問があること、国家間に危険な国際的な緊張を生み、新たな紛争を招く虞れがあることなどが挙げられている。

上で述べた事務総長草案とイラン修正案との違いを踏まえて、起草過程における議論から明らかになつた若干の点を指摘しておこう。第一に、普遍的管轄権が、国際刑事裁判所の管轄権を重視する考え方と、属地的管轄権を重視する考え方との対立の間にあり、両方の立場から主張かつ反対されることがあるということである。このことは普遍的管轄権が、一方で国際刑事裁判所を重視した事務総長草案から提案され、他方で属地的管轄権を原則とするイラ

ン修正案からも提案されていたことから解る。また、普遍的管轄権の原則に反対したソ連及びフランスの対照的な立場にも表されているのである。⁽¹⁵⁾ 特別委員会において、ソ連は国家主権を強調する立場から反対し、フランスは国際的な機関による裁判を強調する立場から反対していたことは前に述べた通りである。

国際的な裁判管轄権を重視する観点からは、国際刑事裁判所の設立を求める根拠でもあるジェノサイド罪の裁判及び処罰の機会・可能性の増加に、普遍的管轄権も貢献しうることから、普遍的管轄権を規定することは有益と考えられる。ジェノサイド罪の処罰を条約という形式をとつて規定することから、国内裁判所により行使されうる他の管轄権の原則よりも普遍的管轄権の原則を採用する方が、少ない締約国でも裁判の可能性を高めることができるとなるからである。⁽¹⁶⁾ また、被疑者の身柄を実際に確保していることが管轄権の前提となつてるので、他国に対する引渡し請求などの被疑者の身柄を確保するための諸々の手続きなどで問題が生じる可能性は低く、裁判を開く上の障害が少ないのである。

属地的管轄権を重視する立場からは、普遍的管轄権の原則に従えば、管轄権を行使する主体が各々の国の国内裁判所であることから、国家管轄権の行使形態の一つとして考えることができる点で評価されていたと考えられる。この点で、国際刑事裁判所による裁判に比べて、普遍的管轄権が国家主権の觀念に適合すると感じた国々もあつたであろう。

しかし普遍的管轄権は、反対に、これらの国が最も恐れていた国内事項への干渉ともなりうるのである。被疑者の抑留を根拠として、犯罪と全く無関係の国が裁判を行なうことは、ジェノサイド罪の存否の認定をもその国が行なうことを意味するからである。この点で、他国による国内干渉及び国家主権の侵害の危険が増大することも考えられるのである。他国の内政裁判所による恣意的な裁判の危険性は、国際刑事裁判所及び属地的管轄権を重視

する両立場から指摘されていたのである。

このように、国際刑事裁判所を重視する立場及び属地的管轄権を重視する立場の、両立場から期待と危惧の双方を受けて提案され反対されたのが普遍的管轄権であった。この異なる立場からの普遍的管轄権に対する批判に共通しているのは、その批判の根底にある、他国の司法制度に対する不信感であると言えよう。これらの反対の結果、普遍的管轄権の原則が条文上から排除されたわけである。

第二に、普遍的管轄権の原則は条約に規定されなかつたが、それが一般国際法上の権利として認められるか否かの問題がある。この点、ジェノサイド罪に対する普遍的管轄権が慣習法化されているとする考え方^[16]がある。そこで、第六委員会の議論——イラン修正案の否決、及び第六条の解釈に関する説明文についての議論——の意義を考えてみたい。イラン修正案は権利としての普遍的管轄権を規定する修正案を提案したのであつたが、それは圧倒的な多数で否決されたのであつた。また、第六条前段の解釈に関する説明文についての議論においても、条文の拡大解釈により普遍的管轄権が許容されうることを批判する声があつたことも前述のとおりである。この時点の国際法におけるジェノサイド罪に対する刑事裁判管轄権の問題では、条約の明文において普遍的管轄権を規定することが明らかに拒否されているのに加えて、この第六委員会の投票による決定に反映されている諸国の意思を考えるならば、一般国際法上も普遍的管轄権の原則が諸国により受け入れられていないことが推定される。つまり、一九四八年のジェノサイド条約制定当時ににおいては、ジェノサイド罪に対する普遍的管轄権の概念が諸国家に十分に受けいれられていないと解することができ、それが既に大多数の国家に法的確信を抱かせ、慣行として行われ、一般国際慣習法に生成していたとは考え難いのである。したがって、ジェノサイド罪が「国際法上の犯罪」であるということから必然的に慣習法上、普遍的管轄権が認められるとする考え方^[17]が、ジェノサイド条約が採択された時点において慣習法と

して通用していくだとこえるか疑問であり、むしろ否定的に解するのが相当と思われる。⁽¹⁶⁵⁾
 ところが、ジェノサイド条約において普遍的管轄権の案が否決されたことを、国連の加盟国が「正義」から得る利益よりも、「平和」から得る利益のほうを優先させた結果であるとする解釈がある。確かに普遍的管轄権が国家間に新たな紛争を生じさせる虞れがある」とが指摘されており、平和を害する」とも反対理由の一つとして考えられてはいた。しかし、裁判の公正性を疑問視する声が存在し、普遍的管轄権によつては「正義」が達成されえないとする考え方や反対されてきたことも見過さなければならない。

註

Pieter Drost, *supra* note (21), pp.65-66.

(166) (165) For the principle of subsidiary universal jurisdiction, see, "Research in International Law II: Jurisdiction with Respect to Crime" Supplement to the *American Journal of International Law* vol.29 (1935), pp.573-592.

また、「日本国際法学会及び国際法協会日本支部議定国際法典案」の第二、「国外に於ける犯罪の管轄及び犯罪人引渡しに関する規程」、【国際法外交雑誌】第一二五卷第六号（一九二六年七月）付録、参照⁽¹⁶⁷⁾。

(167) (166) 本稿(一)、九九～一〇〇頁、参照⁽¹⁶⁸⁾。

(168) 本稿(一)、九一～九二頁。

(169) Kenneth C. Randall, "Universal Jurisdiction Under International Law" *Texas Law Review* vol.66, no.4 (March 1988), pp.835-837.

(170) See, "Attorney-General of the Government of Israel v. Adolf Eichmann", District Court of Jerusalem, Israel, (December 12, 1961), paras.12,19, in E. Lauterpacht ed., *International Law Reports*, 1993, vol.136 (Butterworths, 1968), pp.26, 35. 国際司法裁判所で懸念中のジェノサイド条約の適用に関する事件の管轄権に関する判決の個別意見において、アントン・ホック裁判官であるE.ローターペクトはジェノサイ

イド条約第一条が普遍的管轄権を許容する」とを意図している。同様の解釈は、第六委員会においてイラン代表により示されたが、第一条に関する起草過程での議論ではそのような解釈が展開されていなかつた」と、及びイラン代表が提案した普遍的管轄権に関する案が否決された「ことを考へる」、「の解釈の妥当性には疑問が残る。Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures (Order of Sept.13, 1993), *IJC Reports*, 1993, p.443.

(171) 古谷修一「普遍的管轄権の法構造——刑事管轄権行使における普遍主義の国際法的考察（2・完）——」『香川大学教育学部研究報告〈第一部〉』第七五号、八六一八七頁、参照。See also, A.R.Carnegie, "Jurisdiction over Violations of the Law and Customs of War" *The British Yearbook of the International Law* vol.39 (1963), p.421. カーネギーは「第六条の局地的管轄権が排他的でない」でも、ジエノサイドに対して他の管轄権の行使が広く慣習法上認められてくるとは推定し難いので、「ジエノサイド罪」によってではなく、「戦争犯罪」として考えた方がジュネーヴ諸条約によれば、より広く管轄権の根拠が認められると考えている。Ibid., pp.409, 424.

(172) B.V.A.Rölling, *The Tokyo Trial and Beyond: Reflections of a Peacemonger* (Polity Press, 1993), p.95.

3 国際刑事裁判所について

国際刑事裁判所の設立の反対派は、領域内で犯された犯罪全てを裁く権利は国家主権の一部であるため国際的な刑事裁判管轄権は国家主権に反する」と、政府の行動を制限しうる」と、国家の国内事項への干渉（国連憲章第二条第七項違反）である」と、自国の憲法に反する」と、国家主権を固守する各国がその設立に同意するとは思われ

ないこと、実際にそのような裁判所は存在しないので非現実的でありその規定は実質的意味を持たないことを理由として反対していた。

これに対して国際刑事裁判所の設立の賛成派は、政府がジエノサイド罪に関与する場合が多いため犯罪行為地国だけではジエノサイド罪の処罰が十分にできないこと、一般的利益が必要とする場合に国家主権を部分的に放棄することは義務であること、又はそれが義務でないとしても国連加盟国として放棄することが道義的に望ましいことを説明し主張していた。

国際刑事裁判所についても普遍的管轄権の場合と同様に、国家主権の概念による反論が掲げられていることが見て取れる。この結果として、議論が進むにつれ国際裁判所の管轄権に関する規定は一部削除及び修正を余儀なくされていったのである。まず国際刑事裁判所に関する規定は、裁判所規程を包含する具体的なものから抽象的な文言へと変更され、それが削除された後には、管轄権の行使に前提条件を設けることにより草案に包含されるに至った。事務総長草案が提案したような、固有の管轄権を有する国際裁判所について意見の一致を見ることができなかつたのは、十分な議論を行う時間がなかつたことを考えると仕方がないと思われる。「権限ある国際裁判所」という文言から、国家によるその管轄権の受諾を条件とする、国家主権を重視した文言に変更することにより初めて諸国はその規定の包含に合意可能となつたと見られる。この修正により、国際刑事裁判所の管轄権は国際司法裁判所の選択条項（国際司法裁判所規程第三六条第一項）に表されるような、任意的な管轄権となつた。この点は、刑事管轄権の公序的性格を忘却しており国際刑事裁判所の構想の成功を妨げるところである。ジエノサイド罪に対する実効的な処罰については国内裁判所に期待することができないと言いつつ、任意的な管轄権の受諾といつた、その国の協力的な態度に頼ることの矛盾を指摘する声は、起草段階においても發せられていたのである。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾

また、国際刑事裁判所の管轄権は、国家による管轄権の受諾を要件としたわけであるが、条文上又は第六委員会における審議の内容からも、如何なる国の受諾が必要とされているのかが不明である。これが犯罪行為地国⁽¹⁷⁵⁾を指すのか、被疑者の国籍国又は抑留国か、それとも被害者の国籍国も含まれるのか、明らかにはされていないのである。さらに、国内裁判所と国際刑事裁判所の競合する管轄権をどのように調整するのかも議論されておらず、不明である。これらの問題については、国際刑事裁判所に関する議論を国際法委員会に委ねることとした結果、ジェノサイド条約の起草過程では解決されずに終わったのである。

しかし一旦削除された国際刑事裁判所の規定が復活し、最終的に全会一致で総会によりジェノサイド条約が採択されたことは、同条約を採択した決議に参加した国及び同条約を批准した国が、国際刑事裁判所の構想を容認したこと⁽¹⁷⁶⁾を意味する。これは国際刑事裁判所設立に積極的とまでは言えないにしても国際社会の新たな決意を、そして国際社会がその目標に向かって前進したことを表している。現に、ジェノサイド条約を採択した総会決議は、国際刑事裁判所の設立可能性について国際法委員会に検討を求める決議に追従され、これが国際法委員会における国際刑事裁判所に関する議論の出発点となつたのである。

国際連盟の時代に、国際刑事裁判所について規定していた条約は十分な批准国を得られずに終わったのであるが、国連の時代に入つてから再度、国際刑事裁判所の設立の検討のきっかけがジェノサイド条約により作られたことを考へるならば、十分意義がある条文であると思われる。特に、連盟において議論されていた国際刑事裁判所がテロ行為の処罰を中心としていたのに対し、ジェノサイド条約がきっかけとなつた国連における国際刑事裁判所の議論は、ジェノサイド罪に限らず、その他の犯罪を審理することも考慮に入れている点で重要である。このように、ジェノサイド条約がそれ自体として国際刑事裁判所を設立するものではなかつたが、国際刑事裁判所の裁判管轄権に関

する規定を実定法化した」とは評価することができる。ジェノサイド条約の採択は国際刑事裁判所の設立を提唱する学者に国際法上の強い論拠を与えたと言えるであろう。⁽¹⁷⁶⁾

ところで、国際法委員会により作成された一九九四年の国際刑事裁判所（ICC）規程草案では、ジェノサイド罪についてICCに固有の管轄権（*inherent jurisdiction*）を認めている。ICC規程草案では、ある犯罪に対してもICCが管轄権を行使するには、原則として、ICC規程の加盟国でありかつその犯罪に対するICCの管轄権を受諾した国による告訴を受けて、その種の犯罪についての、被疑者抑留国、犯罪行為地国、及び被疑者の引渡しを請求している国による管轄権の受諾があることが条件となつていて。しかし、ジェノサイド罪については、ジェノサイド条約第六条が、国際刑事裁判所の管轄権を認めていることを根拠として、ジェノサイド条約の締約国であると同時にICC規程の加盟国である国家による告訴（ICC規程草案第二五条第一項）があれば良く、告訴する国がジェノサイド罪に対するICCの管轄権を別個に受諾している必要はない。さらにICCの管轄権の行使に際し、上記の関係国の管轄権の受諾が必要ない旨、規定されている（同規程草案第二一条第一項(a)⁽¹⁷⁷⁾）。このようにICC規程草案では、ジェノサイド罪は他の犯罪と異なり、管轄権を行使する際の条件が二点において外されているのである。すなわち、一つは、告訴をする国がその犯罪に対するICCの管轄権を受諾していなければならないという条件、二つめは、関係国によるその犯罪に対するICCの管轄権の受諾がなければならないという条件である。この二つの条件をジェノサイド罪について外すことは、ジェノサイド条約第六条を根拠として説明されているため、これが同条約第六条の解釈上妥当であるかが問題となる。

確かにジェノサイド条約第六条は、「国際刑事裁判所の管轄権を受諾している締約国に関しては」国際刑事裁判所において審理されることを規定しており、文言上、そこで管轄権を受諾している「締約国」が、如何なる国かは明

らかではない。」の問題は、国際刑事裁判所に関する詳細な検討を国際法委員会に譲ることにしたために同条約起草過程においては解決されなかつたのであり、国際法委員会が「管轄権を受諾している締約国」の範囲を定める」とができると考えられる。しかし、これまで見てきた起草過程の議論から明らかなように、国際刑事裁判所の管轄権は決して手を挙げて賛成してきたものではなく、国家による管轄権の同意の条件を付与してようやく規定に包含されることが可能となつたものであつた。すなわち同条約上、国際刑事裁判所の管轄権の行使には、条約を批准する行為と、国際刑事裁判所の管轄権を受諾するという国家による二つの行為が必要であり、このように二重に国家の同意を条件とすることにより、規定されたのが第六条であつた。そこに表明されたのは、自国の意思に反して、自国が関係する事件が国際刑事裁判所に付託されることを拒否する諸国の態度であつた。国家による管轄権の同意を明記するこの規定部分の重要性に鑑み、関係国による管轄権の受諾は必要ではないとする解釈は、立法に関わつた諸国、及び条約を批准した諸国の意図に沿うるものと言えるか疑問である。したがつて、ジェノサイド罪に対するICCの固有の管轄権は、ジェノサイド条約第六条の文言を根拠とするのでは不十分であり、別の根拠を示す必要があると考えられる。

註

(173) See, J.Graven, "Les Crimes Contre L'Humanite", *Recueil des Cours* 1950-1, p.520, note 3.

(174) *UN GAOR*, 3rd Session, C.6, 130th mtg., p.676.

(175) 第二次世界大戦までに行われた国際刑事裁判所の創設に向けた活動の発生及び挫折の過程については、柴田正男、前掲註(46)論文、参照。

(176) フランス代表の発言、本稿第一章4、参照。一方ソ連も、制限的な条件がつけられてくるとしても、国際刑事裁判所に関する規定の挿入を認める」とにより、締約国が国際刑事裁判所を默諾したことは事実となるとして、「その規定が国際裁判所の設立の必要性を強調する」ことは否定できない」との考え方から、反対したいことがある。UN GAOR, 3rd Session, C.6, 129th mtg., p.665.

(177) *Supra*, note (1).

(178) *Ibid.*, pp.80-81.

むすびにかえて——条約採択後の動きを見据えて——

ノルマでは、ジェノサイド条約の起草及び制定時の時代的な背景について触れ、以上で検討してきた刑事裁判管轄権に関する提案に対して時代的な制約が存在したことを見た上で、対立していた諸国の妥協の結果制定されるに至った同条約の適用状況を不十分ではあるが紹介し、むすびにかえた。

第二次世界大戦中の著しい人権侵害に対する反省から生まれたジェノサイド条約は、自国民に対する国家の機能をある程度制限し、人権の尊重に重大な関心を払つてこゝとする国際社会の新しい姿勢の現れであったことは前述のとおりである。また同条約は、人間個人が国際法の平面に現れはじめたことを示しており、「人」に焦点があたられてくる時代の先駆けのような存在と考えられる。さらに、禁止される行為の定義を規定するに留まらず、条約の適用を図る実施措置を規定している点で人権に関する条約としては特徴的であることを第一章2で述べた。その実施措置の一つである裁判による個人の刑事責任の追求について注目し、ノルマや、ジェノサイド条約の起草過

程における刑事裁判管轄権に関する議論を順を追つて見てきた。起草過程にしたがつて検討したのは、議論を時間及び段階に沿つて追うことにより、諸国の意見の政治的な対立、駆け引き、及び妥協の結果としての意見の変化を浮き彫りにしたかつたためである。本稿は起草過程において示された各国の意見に重点を置いて検討したため、事例・学説などの検討が十分に行えなかつたが、各国の見解を見ることにより、特定の刑事裁判管轄権の原則が当時国際社会において認められていたか、それを慣習法として扱う各国の法的信念の有無などを判断する上での一資料となると考える。

第六条に関する起草過程における議論の分析から、同条約採択時（一九四八年）のジェノサイド罪に対する国際法上の刑事裁判管轄権が明らかになつた。そこでは、個人の刑事裁判に関する伝統的な管轄権の原則と比較的新しい管轄権の原則との主張の対立が見られたのである。条約上、ジェノサイド罪に対しは犯罪行為地国の管轄権が認められており、国際刑事裁判所が設立された暁には、関係国によるその管轄権の受諾を条件として国際刑事裁判所による裁判も想定されていた。しかし被疑者が領域内に存在することを根拠とする普遍的管轄権の行使については、条約採択当時では各國は否定的な態度をとつたことが明らかになつた。

以上の起草過程におけるジェノサイド罪に対する管轄権の議論に表されているものは、国際的な刑事裁判管轄権を認めようとする見解と、国内での裁判に固執する見解との対立であつた。前者は犯罪者の処罰をより確実にする必要性及びジェノサイド罪の処罰が一般的利益に関わることを基調とし、後者は国家主権を基調としていると考えられる。主に西側諸国により表明された、国際的な秩序の一環として、裁判を通じた人権保障を国際的なレベルで取り組み促進しようとする姿勢は、人権に関する国内政策への干渉を危惧して国家主権の概念を盾にとる諸国、特に社会主義圏の諸国による反発を受けたのである。国際刑事裁判所の設立に対する代表的な反対国としてソ連を挙

げることができるが、ソ連は第二次世界大戦中及びその直後は、ニューヨーク国際軍事裁判所の設立に協力的であった。このように、国際的な処罰を強調していたソ連が、徐々に国内での執行を強調する傾向に出ってきたのであり、それが明白に現れたのがジェノサイド条約の起草過程の議論であつたと言われている。^[17]

折しもこの条約の起草と同時期に国連において人権に関する議論が多く行われていたが、そこでも、上記のような東西対立が生じていた。例として世界人権宣言が採択されるまでの議論や、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアにおける人権侵害に対する総会内での議論が挙げられる。ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアにおける人権侵害の問題に関しては、総会は第三会期から第五会期にわたり審議したが、そこでも人権保障は国連憲章第二条第七項が定める国内管轄事項に該当するため不干渉の原則が適用されると主張され、資本主義諸国と社会主義諸国の冷戦構造における対立と相まり、激しい議論がなされていったのである。その他にも人権を主題とした東西対立はこの時期に多々みうけられ、東側諸国は特に、他国による内政干渉の可能性には大変敏感になっていたのである。

但し他の人権の侵害の場合とは異なり、ジェノサイド罪が国際関心事項であることは国連決議及びジェノサイド条約の条文で明らかにされており、社会主義諸国も、ジェノサイド罪を国際的に取り扱うことに対する反対していったわけではない。現にソ連は、ジエノサイド条約の違反を国際社会の平和と安全に対する脅威と位置づけ、同条約の違反は全て安保理に報告されるべきであると主張していたのである。もつともソ連は、ジエノサイド罪を国際関心事項として認めるが、実施措置の一つである個人の刑事責任の追求は、条約締約国の各々が担い手となつて実施するものであり、その実施は国内事項であると説いていたのであった。つまりソ連は、国際的なレベルでの実施措置としては政治的な解決を重視していたのである。そこで、上述したジェノサイド条約の起草過程に見られた対立は、平和のための人権保障に関して、西側諸国がとつていた、国際司法裁判所及び国際刑事裁判所といった国際的な裁判

機関を通した実施を積極的に促進する主張と、社会主義諸国及び幾つかの発展途上国が抱いていた司法的な解決への懐疑の念との対立として考えることができる。

東西が対立していた時代背景を考えるならば、ジェノサイド罪が国際法上の犯罪であり国際関心事項であるとは言え、国内における司法機関の作用に他国又は国際的な機関が干渉することを、特に社会主義圏の国々が危惧したのは想像がつく。起草過程において資本主義諸国が、他国の国内問題への干渉の道具として利用するための規定を挿入しようとする試みが存在したとの批判もある。国際的な裁判に対する抵抗も、当時の時代状況を反映していたと言えよう。

また、国際社会が国家を中心として構成された社会であることは否定できず、国家主権の尊重は国際法の基本原則である。国際社会が国内社会に匹敵するような組織化を見るに至っていないのは明らかである。このような国際社会の構造的な要因に加え、東西対立の要因^[181]が重なり、ジェノサイド罪の実効的な処罰の桎梏となつていつたのである。当時、国際的な機関による刑事裁判管轄権の行使といった、体系的な国際的取り組みの実現は極めて困難な状況にあつたことは推し量れよう。

立場の異なる各国の意見の対立と妥協の結果として、個人の刑事裁判を実施する機関を定めた第六条は、いずれの立場に立つ国にも不服な点を残すことになった。有効に機能する裁判機関が設置されなかつたことから、ジェノサイド条約は当初から西側諸国の法概念の優位性を主張する試みであり、西側諸国が主導するユートピア的な世界秩序の構想を表しているとまで非難する者もいる。^[182]

また、最終的に採択された条約は諸立場の妥協の産物であつたため、不完全な部分が多くあること、そしてそれが実際の適用にあたり足かせとなつていていることから、ジェノサイド罪を処罰する意図が当初からなかつたと解し、同

条約を単なる過去の反省と捉える考え方もある。しかし、少なくとも起草及び採択段階においては、ジエノサイド罪が平和と安全を脅かす行為であるとの認識を国際社会共通のものとし、将来そのような行為が二度と行われないことを希求しその防止措置及び処罰を積極的に探究する姿勢があつたことを、本稿で検討してきた議論が白熱したものであつたことから感じができるのである。

そのような姿勢が存在したにも関わらず、ジエノサイド条約が総会により採択された後も、ジエノサイド罪と疑われる行為は多数行われたのであつた。それらの事件において、条約が設けた実施措置が実効的に機能したとは言えない。特に個人の刑事裁判について、ジエノサイド条約第六条に基づく属地的管轄権の行使は、旧ユーゴ⁽¹⁸⁾及びルワンダの紛争勃発以前には、赤道ギニアにおける一九七九年のマシアス裁判と、カンボジアにおけるポル・ボト裁判の二つが行われたにすぎないと言わわれている。⁽¹⁹⁾両事例とも政府が転覆された後に行われたものであることを考慮するならば、危惧されたとおり、ジエノサイド罪に対する属地的管轄権の限界が存在することが考えられる。また、国際刑事裁判所の構想についても、同条約がきっかけとなつた総会決議に基づいて国連内部で議論は行われたが、その後、近年まで棚上げされた状態にあつた。国際刑事裁判所の構想が国連において各国の注目を再度集めるようになるのは、湾岸戦争並びに旧ユーゴ及びルワンダの惨劇の後であったのである。

しかし個人の刑事責任の追求の実施について悲観的な事柄ばかりではない。従来国内事項とされていたものを、新しく国際的な規制を通じて国際関心事項として規制したのがジエノサイド条約であったが、同条約採択後、その他の人権侵害についても、同様の動きが見られた。同時に国際法上の犯罪の処罰を徹底させるべきであるとの考え方や、それらの犯罪の処罰が一般的利益に関わることについての国際社会の理解も進んできていると思われる。人権保障を促進するための国際的協調は、条約採択当時に比べはるかに進んでいることは確かであろう。また、国際社会に

おける政治面での変化も無視でさな。ついで、上述の第六条の裁判管轄権の理解をもとにしつつも、条約採択以後の動きを見極めて裁判管轄権の問題を考察する」とが今後の課題として残される。

註

(179) George Ginsburgs, *Moscow's Road to Nuremberg, the Soviet Background to the Trial* (Martinus Nijhoff Publishers, 1996), p.68.

(180) 中山研一訳、エム・ヌス・アンドリューソン、「ジエノサイド」『立命館法學』第八三回（一九六九年）、八四頁。

(181) 第二次世界大戦終了時から一九五〇年代にかけての人権擁護・促進に関わる東西対立については、阿部浩「人権の国際化——国連人権保障活動の五〇年」『国際法外交雑誌』第九四巻第五・六合併号（一九九六年一月）、一一一～一一二頁、参照。For the general analysis of that period, see also, Antonio Cassese, *International Law in a Divided World* (Clarendon Press, 1986), pp.297-300.

(182) Barry M. Schiller, "Life in a Symbolic Universe: Comments on the Genocide Convention and International Law" *Southwestern University Law Review* vol.9(1) (1977), pp.72-73.

(183) H.Lauterpach ed., *L'Oppenheim, International Law, a Treatise*, 7th ed. (Longmans, Green and Company, 1955), vol.I, p.751. ジエノサイド条約を、ジェノサイドの防止又は抑止に効果ある文書といふよりも、過去の犯罪に対する非難の現れとして評価している。他方で、ジェノサイドに関する国家の作為、不作為が、関係国の国内管轄権に排他的に属する事項とはもはや考えられない」とがこの条約の特長であると捉えている。

(184) 藤田久一「国際人道法〔新版〕」（有信堂、一九九三年）、「二八二頁」。なお、最近の新聞報道では、ポル・ポト元首相の身柄が拘束され、その罪を裁く国際裁判所の設置を、カンボジアのラナリット、フン・セン両首相が国連に要請したと報じられている。朝日新聞朝刊一九九七年六月二二日、参照。